

焼津市樹木等管理業務の手持ち業務数取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、焼津市が発注する街路樹・緑地・芝生地等の機能維持を目的とする管理業務（以下「樹木等管理業務」という。）の履行にあたり、樹木等管理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）を適用する業務（以下単に「業務」という。）において、適正な技術者の配置及び地域における業務の担い手の育成を目的とするため、受注希望業者が契約できる業務の数についての取扱を定めるものとする。

(手持ち業務の制限等)

第2条 仕様書第10条第1項第2号で配置を求める主任技術者（以下単に「主任技術者」という。）が業務を担当するにあたり、同時に担当することができる履行期間の重複する業務（以下「手持ち業務」という。）の数は、3件以内とする。

2 前項の規定に関わらず、業務について仕様書第2条第2号に規定する特記仕様書を定め、主任技術者の担当することができる業務を、当該特記仕様書の適用業務に特定する場合がある。

(制限の例外)

第3条 前条第1項に規定する手持ち業務の数の制限において、次の各号に該当する主任技術者が担当する樹木等管理業務は、当該制限の数に含めないものとする。

- (1) 災害復旧など緊急又は特殊性があり、特に市長が認めるもの
- (2) 当初契約金額が100万円以下の少額なもの
- (3) 当初契約金額が100万円以下であって、変更契約により契約金額が100万円を超えた樹木等管理業務については、手持ち業務の数に含めないものとする。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年1月1日から施行する。